

令和5年第41回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年12月1日(金)			午前10時00分から 午前10時40分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員		
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案51号	選挙人名簿の定時登録について		決定
	議案52号	在外選挙人名簿の登録について		決定
	報告41-1	選挙人名簿抄本等閲覧状況について		了承
	協議	公職選挙法等改正要望事項調査について		—
委員長	これから令和5年第41回の定例会を開会いたします。			
	<選挙人名簿の定時登録について>			
委員長	議案第51号について、事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>議案第51号をご覧ください。</p> <p>令和5年12月1日選挙人名簿の定時登録を行います。</p> <p>根拠法令は、記載のとおりです。</p> <p>登録基準日と登録日はともに令和5年12月1日です。</p> <p>投票区別選挙人名簿登録者数一覧については、別紙1に記載のとおりです。</p> <p>今回の新規登録者数は8,376人であり、抹消者数は9,184人ですので、808人の減少となり、選挙人名簿登録者総数は486,891人となります。</p> <p>直接請求に要する法定数については、別紙2をご覧ください。選挙権を有する者の50分の1の数、選挙権を有する者40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数、選挙権を有する者の6分の1の数は、それぞれ記載のとおりです。</p> <p>別紙3により、区長宛てに法定数の通知を行います。</p> <p>また、別紙4により、東京都選挙管理委員会宛てに総数及び小選挙区8区と27区の内訳を報告します。</p> <p>以上、議案第51号の説明となります。</p>			
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。			
小井委員	選挙人名簿の定時登録は、3月、6月、9月、12月と年4回行われますが、それぞれ月の新規登録者数と抹消者数は、どのようになっていますか。			
局長	<p>令和5年3月の新規登録者数は7,733人であり、抹消者数は9,478人ですので、1,745人の減少となっております。</p> <p>6月は、4月の区議会議員選挙に伴う選挙時登録と合わせると、新規登録者数</p>			

	<p>は 8,224 人であり、抹消者数は 8,477 人ですので、253 人の減少となっております。</p> <p>9 月の新規登録者数は 14,005 人であり、抹消者数は 11,838 人ですので、2,167 人の増加となっております。</p>
委員長	<p>それでは、議案第 51 号は決定でよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
	<p><在外選挙人名簿の登録について></p>
委員長	<p>続いて、議案第 52 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案第 52 号をご覧ください。</p> <p>在外選挙人名簿について、在外公館及び移転登録者の在外選挙人証の交付等を行います。</p> <p>根拠法令は、議案第 52 号に記載のとおりです。登録日は本日 12 月 1 日です。今回の新規登録者は 9 名で、内訳は男性 5 名、女性 4 名となっております。登録抹消者は 31 名で、内訳は男性 18 名、女性 13 名となっております。今回の登録で 22 名の減少となり、登録者総数は 1,321 名となりました。</p> <p>なお、その他として男性が 1 名増加し、女性が 1 名減少しております。これは性別変更者がいたためであり、男女の内数を変更しております。</p> <p>こちらも東京都選挙管理委員会に報告いたします。</p> <p>以上、議案第 52 号の説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。特にありませんか。それでは、議案第 52 号は決定でよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
	<p><選挙人名簿抄本等閲覧状況について></p>
委員長	<p>次に、報告事項 41-1 をお願いします。</p>
局長	<p>報告 41-1 をご覧ください。</p> <p>令和 5 年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの 3 カ月分の選挙人名簿抄本等閲覧状況をまとめたものになります。閲覧件数は 28 件でした。また、閲覧された選挙人の数はおよそ 12,400 人でした。</p> <p>選挙人名簿抄本等閲覧状況については、選挙管理委員会定例会後に区のホームページに掲載します。</p> <p>以上、報告事項 41-1 の説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。それでは、報告 41-1 についてはよろしいですか。</p>
一同	<p>報告了承。</p>
	<p><公職選挙法等改正要望事項調査について></p>
委員長	<p>続いて、協議事項をお願いします。</p>
局長	<p>特別区選挙管理委員会連合会より、公職選挙法等改正要望事項に対する調査が来ております。これは、令和 5 年 8 月 9 日の選挙管理委員会定例会で杉並区から公職選挙法等改正要望事項を提出することを議決した 4 つの要望と豊島区から提出された 1 つの要望に対して、杉並区選挙管理委員会として要望するこ</p>

	<p>とに賛成か反対かを回答するものです。</p> <p>事務局案を作成いたしましたので、ご提案いたします。</p> <p>杉並区が提出した4つの要望は、1つ目が、手話通訳者及び要約筆記者を「選挙運動に従事する者」ではなく「労務者」への見直しについて、2つ目が、手話通訳者及び要約筆記者を公費負担の対象とすることについて、3つ目が、街頭演説の場における手話や文字情報の投影等について、4つ目が、手話通訳者及び要約筆記者を要する際の拡声機の取扱いについてです。これらは、杉並区が提出したものですので、当然要望することに賛成といたしました。</p> <p>次に、豊島区が提出した要望は、統一地方選挙において、告示日から選挙期日までの日数を「7日」から「9日」に変更すること、さらに、期日前投票期間を、選挙期日の告示があった日の「翌日から」ではなく、告示があった日の「翌日又は翌々日」に変更することを要望するものです。</p> <p>要望理由は、選挙公報、主に点字及び音声版についての作成から配布までの期間が非常に短いためです。選挙公報は、公職選挙法第170条より国政選挙等の場合には選挙期日の2日前までに配布を完了しなければならないと規定されておりますが、立候補者の確定から選挙公報の作成及び全戸配布までの作業を考慮すると、告示日から選挙期日までに9日程度の期間が必要であると思慮するというものです。</p> <p>また、公職選挙法第48条の2より、期日前投票の開始は告示があった日の翌日からであることから、立候補者の確定から氏名等掲示の印刷準備などで、担当職員が深夜0時過ぎまで超過勤務を強いられている実情があります。立候補者の確定から期日前投票までの準備に係る期間を考慮すると、間に1日程度の作業日が必要であると思慮するというものです。</p> <p>この要望に対する事務局案の回答は、要望することに反対といたしました。</p> <p>その理由は、公職選挙法では、「少なくとも7日前に」となっており、選挙期間を延ばすことは各自治体に裁量が既に認められているため、公職選挙法を改正する必要はないと考えます。ただし、統一地方選挙においては、選挙の期日及びその期日を告示する日が指定されているため、特例法の下で執行される選挙においても、告示日を「少なくとも7日前」にと改める要望を行ってもよいと感じます。</p> <p>一方、期日前投票期間を含め、全国「統一」的に実施することを目的として施行される法の趣旨を考えると、特例法に「少なくとも」を盛り込み、例外を認めることは、統一地方選挙を実施する側面からみる限り、全国の足並みが揃わなくなり、有権者の期日前投票期間が自治体によって異なることで、混乱を招くおそれがあると考えます。</p> <p>以上が、事務局案となります。</p>
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。
小井委員	豊島区からこのような要望が出てくるということは、選挙公報の配布等が間に合わない状況が多々起こっているということですか。
局長	間に合わせるために苦慮しているということです。 我々も期日前投票初日に選挙公報を期日前投票所に届けるために、立候補受付の日に選管職員が印刷会社に出向き、夜通し作業をして翌朝期日前投票所分の選挙公報を持ち帰るという流れで調整しております。
小井委員	告示日から選挙期日までの日数を長くすれば、期日前投票期間も長くなりますよね。 そうすると、今よりさらに人的配置が必要となるということでしょうか。

局長	この改正要望案により期日前投票期間を最短にしても、選挙期日の告示を9日前の金曜日に行い、その翌々日の日曜日から期日前投票が開始されるので、今より人的配置が必要となります。
小井委員	事務局案の理由に記載されている通り、告示日から選挙期日までの日数を延ばすことは各自治体の裁量として認められているため、統一地方選挙の特例法の作りの問題なので、公職選挙法を改正する必要まではないのではないかと思います。
委員長	それでは、協議事項については、事務局案でよろしいですか。
一同	異議なし。
	<その他>
委員長	本日の予定されている議案等は終了しましたが、その他にございますか。
局長	東京都選挙管理委員会から11月29日付けで東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙の選挙期日等の決定についての通知がありました。 選挙期日は令和6年7月7日の日曜日です。 告示日は、東京都知事選挙が6月20日の木曜日、東京都議会議員補欠選挙が6月28日の金曜日です。 現在、東京都議会議員補欠選挙が予定されている自治体は、江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び府中市の8選挙区です。 開票は、即日開票となります。
小井委員	東京都知事選挙に係る個人の政治活動用ポスターの掲示禁止期間はいつからになりますか。
選挙法規担当係長	東京都知事選挙の任期満了である令和6年7月30日の6箇月前の日にあたる令和6年1月30日から掲示禁止となります。
委員長	その他はございますか。
局長	東京都選挙管理委員会では、公職選挙法等で禁止されている寄附について、12月から1月までを冬季の寄附禁止PR強化期間と設定しております。これを受け、杉並区選挙管理委員会も区議会議員及び商店会に対するリーフレットの配布や区施設でのポスター掲出などにより啓発活動を行います。
委員長	その他はございますか。
局長	特にありません。
委員長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局長	次回の第42回の定例会は、12月13日の水曜日に行います。内容は、江東区長選挙の結果についての報告等が予定されております。 (議題書に沿って、12月6日以降の日程を確認。)
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。